



アメリカにおける学校の安全配慮・指導監督義務責任について：「いじめ」の裁判事例から

添田，久美子

(Citation)

研究論叢, 6:1-9

(Issue Date)

1999-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008596>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008596>



アメリカにおける学校の安全配慮・指導監督義務責任について －「いじめ」の裁判事例から－

添田久美子*

1 はじめに

子どもは、教育を受ける権利を有し、学校の目的は、その子どもに教育を施すことである。日本の現行法上では、義務教育は、学校に通学することが求められている。高等学校でも通信制以外では出席日数が一定以上あることが進級・卒業の要件となっている。子どもは、教育を受けるために、一般には学校に通学することが強いられるのである。

現状においては、学校のもつ教育機能を「空間としての学校」から切り離して享受することが困難である以上、子どもの教育を受ける権利には、教育にふさわしい空間をも保障することを含むと解釈される。そこには、学校における児童・生徒の「身体的安全」が図られていることが含まれることは当然であり、学校に安全配慮義務があることについては議論の余地はない。

しかし、これまで「身体的安全」といったとき問題とされてきたのは、学校の施設・設備といった物的環境など偶発的あるいは無意図的な「学校事故」が主であった。近年社会の注目を集めている「いじめ」のように、ある児童・生徒が意図的に他の児童・生徒に肉体的あるいは精神的被害をおよぼすとき、被害から児童・生徒の「身体的安全」を守ることが、学校の安全配慮義務に含まれるか否かは判決例でも見解がわかれている。さらに、「いじめ」では、児童・生徒間で起こる他の単発的、偶発的事故・事件とは異なり、その行為が反復かつ継続的に行われるため、学校の指導監督義務も大きな争点となっている¹。

こうした状況は、訴訟の国といわれるアメリカでも同じで、学区・学校²を相手とする訴訟が近年増加して

おり、学区・学校はその矢面にたたさされている³。そのため、多くの学区・学校では、学校で起こりうる可能性のある事件・事故に対して、訴訟をも視野に入れた規則を定めており、児童・生徒や保護者に規則集を配布している⁴。しかし、裁判の場では、日本と同様で児童・生徒間で発生する事故・事件についての学区・学校の責任は議論が複雑に分かれている⁵。

そこで、本稿は、アメリカにおける児童・生徒間で発生する事故・事件として「いじめ」事件を取り上げ、その判決例から学区・学校にもとめられている安全配慮・指導監督義務の範囲と程度を明らかにすることを目的とするものである。

2 「いじめ」の社会問題化の経緯

2.1 Safe School への注目

70年代に入って、シルバーマン、C.Eによる『教室の危機』(1970)をかわきりに、学校の荒廃に社会の注目が向けられるようになり、1978年には“Violent Schools-Safe Schools: The Safe School Study Report to the Congress”⁶がだされた。この報告書は、学校内で発生した犯罪について報告したものであり、犯罪や暴力とその背景にある銃所持、薬物所持、薬物乱用などが特別な地域にある学校だけでなく多くの学校で起こっていることを告発した。

学校はもはや教育の場ではなく、犯罪の場に変わりつつあり、子ども達は学校で日々こうした犯罪の恐怖と戦うことに精力を費やし、学習に集中できないという親を中心とした学校への批判を受けるかたちで、1984

*大阪市立大学非常勤講師

¹坂田仰「いじめ事件の裁判と学校」『季刊教育法 105号』1996年、エイデル研究所。津田玄児「教育裁判」『季刊教育法 114号』1998年、エイデル研究所。

²米国における「学区」は日本のそれとは異なり、一般行政区域から相対的に独立した存在であり、裁判における賠償請求の対象となる。また、学校(ここでは学校管理者を指す)も裁判における賠

償請求の対象となりうる。

³van Geel, T., (1987), *The Courts and American Education Law*, Buffalo: Prometheus Books, p316.

⁴高橋健男『アメリカの学校－規則と生活』1993年、三省堂。

⁵van Geel, T., (1987), p319.

⁶National Institute of Education による報告。

年 National School Safety Center(NSSC) が設立された。同センターは、大統領の直接計画によるもので、司法省、教育省と協力体制を組み、学校を犯罪と暴力から解放することを目的として設立されたものであった⁷。

この学校内の安全性の問題は、「危機に立つ国家」などにより指摘されていた学力の低下の問題とあいまって、安全でない学校環境が、生徒や教師が学業目標に全精力を傾けるのを妨げているとの見解が社会に広がっていった。

連邦の教育政策では、ブッシュ大統領による "America 2000: An Educational Strategy" (1991) における6つの目標の一つに Safe school が掲げられ、成立には至らなかったが、1992年には、"The Classroom Safety Act of 1992"⁸ が連邦議会に提出されるなどの動きもあったその後、クリントン大統領によっても1993年に、the National Education Goals Report: By the year 2000 の目標の一つとしてあげられた。

この Safe School の考え方は、それまでの学校内「安全」の考え方とは異なるものであった。それまでの「安全」は、学校の教育活動のなかで発生する事故を前提としていたが、Safe School では、教師、児童・生徒、部外者などが学校に持ちこみ、起こす犯罪や暴力から他の子どもを守ることが求められた。加害者が教師、生徒であれ、部外者であれ、銃で児童・生徒に脅威を与えた場合、児童・生徒に暴力をふるった場合、あるいは児童・生徒をレイプした場合など学校はその責任をとわれることとなったのである。これは道義上の責任にとどまらず、実際に裁判の場で、学校の管理・監督責任がとわれるケースも増加した。学校は学習環境を整えるといった本来の目的をはるかに超えた Safe School 対策を迫られることとなった。

2.2 「いじめ」への注目

子ども間で発生する「いじめ」という現象は、欧米でも古くから知られており、mob, bullying ということばで小説や映画などでもそのようすが描かれているしかし、多くの場合大人たちは、「子ども時代にはだれ

しも経験するちょっとした出来事」として捉えていることが一般的であった。とくに、からかいや嘲笑のような精神的いじめについては、肉体的・物理的被害がないことから、Safe School が言われるようになっても軽視されていた⁹。

だが、1987年に、ミズーリー州のハイ・スクールで7年生の男子生徒が、同級生一人を教室で射殺し、自らもその場で自殺するという事件が発生したことによって、「いじめ」に対する親たちの見方は変化した。この男子生徒は長期にわたり、まわりの生徒から「太っちょ」などと言ってからかわれていたことが動機であると言われたからである。学校、銃、子ども同士というキーワードがそろっていたこともあり、メディアはこの事件をこぞってセンセーショナルに伝え、社会の「いじめ」への注目がいつきに高まった。

NSSC は、こうした社会の注目に答えるかたちで、1987年、初めて「いじめ」に関する会議 School yard Bully Practicum を開催した。その後も、NSSC はいくつかの「いじめ」に関する報告書や特集記事をつくり、「いじめ」に対する啓蒙活動を行っている¹⁰。

「いじめ」に対する注目度はあがったものの、あくまでも Safe School のなかの1つにすぎず、日本のように現代学校社会の社会的現象として語られるまでには至っておらず、銃や薬物に関する犯罪や暴力に比べれば調査・研究もあまり進んでいないのが現状である¹¹。判決のなかでも、「bullying」という語が用いられているケースは今回の事例研究でも1ケースであった「いじめ」の状況を言い表すのには、「peer abuse」や「peer harassment」という語が、判決文・理由のなかでは、一般的に用いられている。

全米規模での「いじめ」に関する最初の調査は、1993年度 National center for education statistics(NHES:93) の "School Safety and Discipline" であ

⁹Ross, D. M., (1996), Childhood Bullying and Teasing: What School Personnel, Other Professionals, and Parents Can Do", Alexandria: American Counseling Association, p.p.vi-vii.

¹⁰Greenbaum, S., et al, (1988), School Bullying and Victimization, Malibu: National School Safety Center が NSSC による最初の「いじめ」に関する報告書であり、米国においても最も早期のものである NSSC がまとめた、出版したりしている主な「いじめ」関係の報告書は以下である。Stephens, R. D., et al, (1995) School Bullying and Victimization. Bully-free schools NSSC Newsjournal FALL 1996 School Safety NSSC Newservice May 1996.

¹¹Violence in the classroom, Intervention in school and clinic, March 1997 Vol.32, No.4 などにおける取り扱いがその典型といえる。

⁷National School Safety Center, Homepage: <http://www.nsscl.org> 書かれているセンター創設の経緯と目的。

⁸Serial No.102-107 Hearing on violence in our nation's schools (1992).

るといえよう。この調査の一部に「いじめ」に関する質問が含まれている。それによると、自分の学校で「いじめ」が起きている（56%）、自分の学校で「いじめ」が行われているのを目撃したことがある（42%）、「いじめ」られたことがある（8%）、「いじめ」られるのではないかと心配である（18%）であり、アメリカの学校においても「いじめ」が日常的に学校で起こっていることが明らかにされた¹²。

3 フレームワーク

3.1 訴訟形態

本稿は、「はじめに」でも述べたように、児童・生徒間に発生した「いじめ」に関する学校の責任について裁判事例を研究するものであるが、ここでは、それらの事例が、裁判においてどのような訴訟になるものであるのかについて若干の整理を行うものである。

原告は、児童・生徒あるいはその代理人としての保護者であり、学区、学校長（まれに教師）を相手とし、他の児童・生徒から受けた被害に対する学校の安全配慮・指導監督義務違反の責任による損害賠償を求めるものである。

この場合、損害賠償訴訟は、身体的あるいは精神的被害に対する補償であるが、公民権 1983 条にもとづく訴訟、つまり「連邦憲法または連邦法の保障する他人の個人的権利を奪う行為に対する個人的責任をとう」¹³ ものとして争われることもある。

3.2 争点

裁判で、学区・学校の安全配慮・指導監督義務をめぐる争われるのは、「学校にその状況下で児童・生徒

を監督する義務があったか、もし、あったとすれば、その状況下では、どういった、また、どの程度の監督が適度なものであったか」¹⁴ という点である。本稿の事例では、学校がその事故・事件に対して不作為であったことへの責任をとうものであるそのため、裁判ではしばしば、公民権 1983 条により学区・学校と児童・生徒の間に不作為の違憲性が成立するか否かにふれることとなる。

しかし、これをとうためには、その前提としての Special Relationship が学区・学校と児童・生徒間に成立することが認められなければならない。もし、Special Relationship が成立するとすれば、学区・学校は、児童・生徒の安全を守る責任は憲法上の権利となり、積極的な責任 (affirmative duty) をとえるのである。ただし、現時点では、その可否については解釈がわかるところである¹⁵。

実際の裁判では、Special Relationship 理論（以下、SR 理論と省略する）への賛否に係わらず、国家賠償の観点から、過失の有無について、次の点が争われるのが一般的である。(1) だれがその事故を避ける手段を取りうる最善の位置にいたか、(2) 教師によって予見可能であるか、(3) 教師の不作為がその被害の「近因」であるかである¹⁶。

3.3 裁判の動向

Safe School を提供しなければならない責任が学校にあることは、憲法、法、規則などすべてのレベルで法的に十分な根拠があるとされている¹⁷。しかし、州レベルでは、カリフォルニア州最高裁などで積極的に Safe School の責任を認めているものの¹⁸、多くの州では学校の指導監督が不十分であることによる賠償を認めることには消極的である。

また、連邦最高裁は公民権 1983 条にもとづく訴訟

¹²Brick, J. M., et al, (1994), School Safety and Discipline Data File User's Manual. National center for education statistics. U.S. Department of Education, Office of Educational Research and Improvement. が調査報告書であり、以下の 2 つはそのダイジェスト版の報告である。Nolin, M. J., et al (1995) National center for education statistics. U.S. Department of Education, Office of Educational Research and Improvement. Nolin, M. J., et al (1996) Student Victimization at school. Journal of School Health, August 1996, Vol.66, No. 6.

¹³42 U.S.C. §1983: §1983. Civil action for deprivation of rights Any citizen of the United States or other person within the jurisdiction thereof to the deprivation of any rights, privileges, or immunities secured by the Constitution and laws, shall be liable to the party injured in an action at law, suit in equity, or other proper proceeding for redress.

¹⁴William, D.V.,(1998) Law in the Schools Fourth Edition Prentice-Hall, p227.

¹⁵Michael Gilber, (1993) Keeping the Door Open: A Middle Ground on the Question of Affirmative Duty in the Public Schools, 142 U. Pa. L. Rev. Susanna M. Kim., (1994) Section 1983 Liability in the Public Schools After Deshaney : The "Special Relationship" Between School and Student, 41 UCLA L. Rev.

¹⁶van Geel, T., (1987), p319.

¹⁷van Geel, T., (1987), p315. William, D.V.,(1998), p220.

¹⁸Rapp, J. A., (1992) School Crime & Violence: VICTIMS' RIGHTS Malibu: National School Safety Center は、学校での事件・事故をめぐる訴訟の動向と法的問題点をまとめたものである。

については、「刑務所に収容されている受刑者に対してその安全を守る義務が当局にある」¹⁹という判決を先例として、門戸を開いているが、その態度は厳しい²⁰。SR理論については、判決例を含め賛否両論にわかれている²¹。

本稿で取り上げた判決例でも「義務教育を受けている児童・生徒は、受刑者や収容されている精神病患者とは異なる」という判断のもと、SRは学校と児童・生徒の間には成立しないとするもの(ケースFを参照)と「親代わり」の地位(in loco parentis)²²の下に成立するとするもの(ケースCを参照)とがある。

4 事例研究

4.1 事例の選出方法

”School Law Reporter”²³に報告されている初等・中等教育機関に関する裁判事例で、tort liabilityあるいはnegligenceと分類されているもので、「いじめ」の定義に合うと思われる典型的なケース6つを取り上げた。

いじめの定義については、森田洋司氏による「一定の集団に属している二者の一方が、繰り返し言葉や行動で傷つけられ、両者に力の不均衡が見られる」を用いた²⁴。

また、期間については、1983年1月から、1997年12月までとした。始点を1983年としたのは、被害者の権利意識の高まりが1982年のカリフォルニア州におけるThe Victims Bill of Rights²⁵の成立に見ることができ、また、1984年にはNSSCの設立にSafe Schoolの認識の高まりをみることができるからである。

¹⁹Estelle v. Grumble 429 U.S. 97 1976.

²⁰van Geel, (1987), p 324. Michael Gilber, (1993). Susanna M. Kim., (1994).

²¹その整理については、福岡氏(1996)によるものが詳しい。福岡久美子「公立学校における体罰・いじめと合衆国憲法 — 「特別な関係」理論」『版大法学』第46巻第4号、1996年、大阪大学。

²²「親代わり」の地位(in loco parentis)とは、「州は、保護するという役割に立つて、その市民の福利のために妥当な法を制定する権限を有す(McCarthy. M., (1981), Public School Law, Allyn and Boston, Inc., p189)」とする考え方で、米国では、義務教育をはじめとする公教育はこの考えかたの上になって成立している。

²³National Organization on Legal Problem of Education, School Law Reporter National Organization on Legal Problem of Education.

²⁴森田洋司, 清水賢二『いじめ 教室の病い』1996年, 金子書房, p45.

²⁵Rapp, J. A., (1992).

4.2 事例

A. Cady v. Plymouth-Carver Regional School Dist. 457 N.E.2d (Mass.App.Ct.1983)

原告…高校生(女子)。

被告…学区, 教育委員会, 教育長, 副教育長。

申立…2人の女子生徒と口論ののち、彼女たちは停学になったが、復学後、原告に対する特別な保護を行わなかったため、再度攻撃されることへの恐怖から登校拒否するようになったのは、学区が原告の登校の権利を守れなかったことにある。そのために生じた半年間の家庭教師の費用の賠償を求める。

判決理由…a. 2人への停学と復学許可は学校のDiscretionary function(自由裁量権)に属する問題である。

b. いじめなどの行為に確定した基準はないが、ナイフなどによって攻撃されるといった例からは、本件はほど遠い。

B. Cavello v. Sherburne-Earlville Cnet. School Dist., 494 N.Y.S.2d 466 (N.Y. App. Div.1985)

原告…高校生(兄妹), 親。

被告…学区, 学校管理者。

申立…転入後、ある生徒たちから嫌がらせを受け、繰り返し学校管理者に報告したが状況は改善されず、女子生徒については、ガイダンス室での学習を余儀なくされ、家庭教師派遣による家庭学習をするように言われた。そのため学習面と精神面において被害を受けた。

判決理由…a. 子どもは、他の生徒への監督不十分のために受けることができなかったとされている教育や訓練について学区を訴えることはできない。

b. 保護者は、子どものオルタナティブ教育の費用を学区に求めることはできない。

c. 保護者は、子どもの精神的苦痛の損害を学区に求めることはできない。

d. 義務違反のために肉体的な被害はなくとも、精神的な被害が起こったとすれば、学校によって補償されるべきである。

e. 学区は、その責務において生徒の行動を十分に監督するべきである。

f. 学校は生徒の安全を保証する必要はないが、監督欠如が近因となり予見可能な被害についての損害賠償からは学校は免れえない。

g. 保護者により嫌がらせが行われていることについて

て、再三学校側に申し入れがあったにもかかわらず、学校側の状況把握・対応は、不十分であり、そのために子どもが精神的苦痛を被った。

C. Phyllis P. v. Superior Court, 228 Cal. Rptr. 776 (Cal. Ct. App. 1986)

原告…母親。

被告… Superior Court, 学区。

申立… 8 歳の児童が 13 歳の男子生徒によって性的嫌がらせを受けていると教師に報告し、男子生徒は学校長によって注意を受け、女子児童はカウンセリングを受けたが、保護者への報告はなく、その後レイプの被害を受けた。これは学校の監督不十分であるとして Superior Court に訴えたが学校側を支持、母親が控訴。

判決理由… a. 児童は学校に通学している間は、保護監督は学校に委任されている。

b. 学校と 8 歳の児童との間には Special relationship が存在し、学校は児童の性的嫌がらせを知った以上は、保護者に知らせる義務がある。

c. 被告は、男子生徒に大して適切な監督を行っていないかつ、女子児童の安全に対して必要な措置をとっていないかつ。

D. Pagano v. Massapequa Pub. Schools, 714 F. Supp. 641. (E.D.N.Y. 1989)

原告…生徒。

被告…学校。

申立…小学校 5, 6 年生の時、他の児童から肉体的・精神的虐待の的にされていたにもかかわらず、学校側は彼を守ろうとしなかった。公民権 1983 条にもとづき、学校を訴えた。

判決理由… a. 学校に通学することをもとめられている小学生児童は、上記のような状況下でそのレベルに達するかどうかは問題であるが、なんらかのケアを学校から受けるべきである。

b. 原告は、被告の不作为に関する 17 件にわたる個別の件について訴えており、それは、認められている義務に対する意図的無関心であるといえる。

E. Smart by Clark v. Hampton County Sch. Dist., No. 2,432 S.E.2d 487 (S.C.Ct.App. 1993)

原告… 13 歳の生徒 (男子) と母親。

被告…学区。

申立…数ヶ月かにわたって嫌がらせを受けた後、教室でけんかとなり、足を骨折したのは、学校の監督不十分であるとして Circuit Court で勝訴。学区が控訴。

判決理由… a. 本件では「はなはだしい義務違反の過失」があったかどうかを争う。

b. 教室における座席の配置が生徒のふるまいを管理することに利用できることを教師は知りながら、嫌がらせを続ける 2 人の男子生徒の席の間から被害者の男子生徒の席を離すことをしなかった。

c. これは、「わずかばかりの保護監督すら行わなかった」ことの証拠である。

F. Downing v. Brown, Logan, Herrera and Lubbock Independent School District., 925 S.W.2d 316 (Tex. Ct. App. 1996)

原告… 6 年生児童 (女子) の母親。

被告…学区、教師、校長。

申立…小学校でいじめを行った相手が Junior High School にいることを教育委員会は、あらかじめ保護者に知らし、他の学校に通学するように助言したが、カリキュラムなどの理由で原告はいじめた相手を通う学校に通学することを選んだ。しかし、再びその学校でいじめを受けた。これは学校側の監督不十分である。

判決理由… a. 学区の計画で「classroom discipline management plan」をつくることが教師の義務であることは明確である。もし、つくっていないかつとしたらそれは免責条項の適用には当たらない。

b. 教師が「classroom discipline management plan」をつくらなかったことと被害者がけがをしたこととの間に近因が認められるかどうかを問う。

c. しつけに関して、専門職にある学校職員の義務違反の過失責任に対する免責例外条項には、被害は、指導を受けた同一の児童・生徒によってなされなければならないとある。

d. 生徒の Junior High School への通学は、自発的なものであって、他の生徒から保護する実質的な権利を生む Special relationship は学区との間に成立しない。

e. 母親はいじめた生徒がその学校に通っていることを知らされており、他の学校に通学する機会も与えられていた。

4.3 判決の整理

6つのうち、Case AとCase Fの2つについては、児童・生徒側の実質敗訴となっている。Case Aでは、本件の訴えは、Tort Claims Act(損害賠償を求めることのできる権利侵害についての法律)の除外規定であるDiscretionary function(自由裁量)にあたるとした。Case Fでは、教師や校長と公立学校の生徒との間にはSpecial Relationshipは成立しているとは言い難いとしている。これらの判決は、この種の訴えに対する典型的な否定的判決である。

つぎに、児童・生徒側の勝訴となった4件について整理・考察をすすめる。学校が生徒の安全を保障する立場にあるとするか否かという点でCase B、Case E、Case CとCase Dの3つに分けることができ、Case Bでは、「学校が生徒の安全を保障する立場にない」という解釈を明確に示している。Case Eでは、この点については言及していない。Case CとCase Dでは、「立場にある」との解釈に立っている。

しかし、Case BとCase Eは、「監督不十分に関する近因的に予見可能な被害による損害については学校が責任を負う」との解釈に立ち、先に言及した国家賠償の観点から過失の有無について争うことを認め、学校側に過失があったとの判断を下している。

一方、Case CとCase Dは、ともに「学校が児童・生徒の安全を保障するための手段をとる責任がある」という解釈を示している。Case Cでは、親代わりの地位に学校があるとの論に立ち、さらに踏み込んで「学校と8歳の児童との間にはSpecial Relationshipが成立する」との解釈を示している。Case Dでは、「義務教育を受けている児童はthe truancy lawのもとにある」として、公民権1983条訴訟を認めている。

5 まとめ

5.1 「いじめ」の捉え方

米国の学校においても、仲間外し、悪口・罵倒、なぐる・ける、脅す、金品を奪う、うわさを流布するなど日本で「いじめ」の典型的な手口とみられているような手口によって被害を受けるということはよくみとめられるし、それが特定の二者の間で繰り返し行われるという「いじめ」の定義にあてはまる現象であるこ

とも多い。しかし、それらの現象を「いじめ」という範疇でひとまとまりにして捉えるという考え方は日本においてほど一般的ではなく、学校現場の教師たちに対してさえ「いじめ」の定義についてかなりの説明を要することがある。

School Violenceという学校内の犯罪や非行などを含みこむ大きな範疇でそれらの行為をみるため、仲間外し、悪口・罵倒といった精神的被害を主にもたらすものへの注目度は低く、なぐる・ける、脅す、金品を奪うといった肉体的・物理的被害を主にもたらす行為に注目が注がれている。

また、たとえ「いじめ」の定義にあてはまる被害であっても、その被害が銃によってもたらされたものであるのか、麻薬などのドラッグによってもたらされたものであるのか、あるいは、その被害が異人種間で起こったことなのか(人種差別)、異性間で起こったことであるのか(セクシャル・ハラスメント)といった点のほうに注目され、そうした観点によって事件・事故が分類され、捉えられるのが一般的である。

本稿で取り上げたケースAの判決理由においても「いじめなどの行為に確立した基準はない」としている。このケースは1983年のものであり、その後NSSCなどの啓蒙活動により少しは「いじめ」への理解が深まっているとは思われるが、その後出された5つの判決例においても「bullying」という語を判決文・理由のなかで用いたものはなかった。

5.2 学校の責任

学校が児童・生徒に対して、安心して学習に集中できる場を提供するという点について、安全配慮・指導監督義務責任があることは認められるべきであろう。しかし、その責任の根拠が何にもとづくものであるのか、またどの程度のものであるのかについては、本稿で言及したように司法の場でも議論はわかれている。

学校における事件・事故の被害者の救済をはかるため、学区・学校と児童・生徒の間にSRの関係が成立することを論証し、憲法上の権利として、学校に積極的責任を課そうとする動きは、福岡氏の主張するように²⁶、ある一面においては非常に理にかなったことのように思われる。本稿で取り上げた判決例のうち判決

²⁶福岡(1996), p.p.588-589.

文・理由のなかにも、SR について考慮したと思われるものは3件であった(4.3 参照)。SR の成立をめぐる論争が、学区・学校の安全配慮・指導監督義務責任のあり方に与える影響は非常に大きい。

ここでは、SR 成立の根拠、つまり、「なぜ学校に責任があるのか」、またさらに、SR がもつめる「第三者から守る」という「第三者とはだれなのか」という点について若干の検討を加えることにする。

5.2.1 Special Relationship 理論

本稿でも取り上げた Pagano の事例は、SR 成立についての典型的な肯定判決であるとされている。この肯定判決では、主に2つの論拠がとられている。学区・学校と児童・生徒は、「里親」(foster-care)²⁷の関係にあるとするものと、義務就学法(mandatory attendance laws)により、州が強制していることから刑務所や精神病院と同じ状況下にあるというものである。これに対して否定判決では、学校への通学は、「自主的」なものであり、刑務所や精神病院への収容とは異なるとしている²⁸。

まず、ここで問題になってくるのは、学校を義務就学法によって刑務所や精神病院と同様に子どもの身体を保護者や本人の意思に関わりなく「拘束している」とみなすことから SR が成立するとする点である。

義務教育を「拘束」とみなすことの問題点については、後で日本の問題にひきつけて、考察を加えることとするが、「学校が子どもの身体を保護者や本人の意思に関わりなく拘束しているから学校に安全を守る積極的責任がある」というこの論にたつと、次のような点で矛盾が生じてくるであろう。

義務就学が求められている年齢以下あるいは以上である児童・生徒の場合には、州が義務を課していないという理由から SR は成立しないこととなり、学校の積極的責任はとえないことになる事実、4歳の子どもがデイケアセンターの代用教員によって性的いたづらを受けた事例では、「公立学校には積極的責任があるが、就学前教育施設は、義務教育ではないので、積極的責

任はない」という判断が下されている²⁹。

また、「本人あるいは保護者の意思」ということについて言えば、義務就学である公立学校であっても、本稿で取り上げたケース F のように、選択の結果、通学している場合には、「本人の意思」ということになり、SR は成立せず、学校の積極的責任はとわれないことになる。つまり、「義務就学をもとめているから拘束していることになる」という論拠では、以上のように「より保護を必要としている子どもに対する積極的保護が認められない」ということになるのである³⁰。

これに比べ、学区・学校と児童・生徒は、「里親」の関係にあるとする論は、学校の責任をもつ対象が義務教育に限られることはなく、児童・生徒の年齢などの状況に応じて保護をもつめることができる。しかし、これまでも義務教育の法的根拠がコモン・ロー上の「親代わり」にもとづいてるとされてきたことから考えると、SR が成立するか否かを争うことなく、学校の積極的責任をとうことは可能であり、免責の範囲を厳しく限定することで被害者の救済が可能になるのではないであろうか。

次に、問題になるのは、加害者が、本稿が扱っている在籍する児童・生徒である場合を教師をはじめとした学校関係者(コーチ、バス運転手、校医なども含む)である場合と同様に考えるべきであるのかという点である。SR 理論が成立するとする立場にたてば、加害者が誰であろうとも「第三者から守る」ということといえよう³¹。しかし、現実には、両者はまったく異なる条件で学校に存在するのである。

学校関係者は、学区・学校と何らかの雇用契約関係にあり、児童・生徒の権利を保障する任務にあたることを目的として、学区・学校のもつ権限の一部を代行し、学校に存在している。もし、彼らが児童・生徒の安全を脅かす可能性があれば、雇用主として学校に監督責任があり、学校の目的からみても、児童・生徒の権利を守ることが優先されるべきであることは明らかである。判決例をみても、加害者が教師などの学校関係者である場合には、学校の責任が認められやすい。

しかし、加害者、被害者ともに在籍する児童・生徒で

²⁷この場合「里親」(foster-care)とは、親などの肉親によって養育がされていないあるいは不十分・不適切であると公的機関によって判断された子どもを一時的に、保護し、養育する保護者となることを公的機関によって承認された者(施設)のことを意味する。

²⁸Michael Gilber, (1993).

²⁹Tilson v. School District of Philadelphia, No.CIV. A. 89-1923, 1990 WL 98932 E.D. Pa.,

³⁰Michael Gilber, (1993) p497.

³¹福岡(1996), p589.

ある場合は、双方が同等の権利を有して、教育を受けるために権利として学校に存在する加害者であっても、公立学校においては、相当の理由がない限り、児童・生徒の在学や通学を拒むことはできない。Due Process³²条項に則って指導監督、懲罰・処罰を行うことがもとめられている。また、ある児童・生徒が他の児童・生徒の安全を脅かす可能性がある場合、安全を守ることが、教育を受ける権利を守ることと両立しないという状況はしばしば発生する。そうしたとき、安全を脅かす可能性をはかり、どちらを優先させるべきであるのかという困難な判断に迫られるのである。双方の権利を守りながら、教育的配慮をもって指導監督するにはどうすればよいのか。まさにこの点が、多くの学区・学校が日々苦悩しているところである。

これほどまでに異なる立場にある者を限定免責を認めるとしても、「第三者」ということばでまとめることが果たして可能であろうかまた、まとめることに積極的な意義はあるのであろうか。

5.2.2 学校の対応のあり方

では、これらの判決例から得られるものは何であろうか。本稿で取り上げた判決例からみえてくるのは、学校に求められる対応のあり方である。

まず、6例すべてで、被害者は被害を受けていることを学校側に告げており、裁判においてもその事実を確認している。つまり、裁判では学校の責任の発生は、「被害者あるいはその保護者からの告知」の時点であると考えていると見なしてよいであろう。日本については、児童・生徒がまわりの大人に「いじめ」の事実を告知することに抵抗を感じていることが報告されており、告知を前提にすることは若干の問題はある。

告知の後、学校が取るべき対応については、学校側による事実確認、学校側による加害者の児童・生徒への個別的な阻止への行動、被害者、加害者双方の保護者への報告である。これらの手続きは、学校が児童・生徒へのさまざまな処分を行う場合、とるべき手続きを示すDue Process条項にもとづき、すでに学区・学校で手続きの明文化がなされて、学校関係者だけでなく、保護者や児童・生徒への周知に努力がなされている裁判の場でも手続きが踏まれているかどうかが判断

の基準になっていることは4.2でまとめているとおりである。

5.2.3 日本への示唆

「いじめ」をめぐるアメリカの判決例については、その根底にある公教育の捉え方からはじまり、個々の事例が示す学校現場の状況に至るまで、現代の日本における議論や現状と重なるところが多く、非常に興味深いものであった。

近年、日本においても、SR理論の整理で検討を加えたような「学校が子どもの身体を保護者や本人の意思に関わりなく拘束している」とする考え方がある。学校で起こるさまざまな人権侵害の問題から、学校と保護者・子どもとの権利関係を対立的に捉え、「公教育、学校が保護者の教育権を制限している」とする論もある。

しかし、川口氏がいうように、「現行教育法制下の義務教育制度は国民・子どもの学習権保障のための国家義務履行の方途」³³であり、子どもや保護者の権利の一部を制限することが目的なのではない。また、親の教育権は、「教育法制度論の見地から眺めた公教育の構造に照らして、むしろ子どもの教育人権・学習権に使える、あるいはまたこれを十分に行使しえない発達の段階では、それに代位して行使される側面こそ重視すべき」³⁴であるとする解釈が国際的にも今日的であると本稿も考える。たとえ、子どもが学校においてなんらかの規制を受けることがあるとしても、それは学校の規律を保持するためのものであり、教育的裁量からみて合理的な規制である限りにおいて認められるべきである。

また、米国の個々の事例は、どれも日本でも起こる可能性のあるものである。文部省の通達や教育改革の動向からみて、「いじめ」回避の転校によって生じるであろう不利益をどのようにとらえるか、保護者による学校選択の結果「いじめ」などの不利益が生じたとき、学校の責任は軽減されるかなどの問題は、今後の日本でも検討を要するであろう。

さらに、実践上での米国からの示唆としては、校則違反などによる懲罰・処分についての手続きではなく、被害者の人権保護の観点から法的にかなった対応のマ

³²修正第14条にもとづくもので、基本的な公正さを保障し、実質的な手続きを保障するものである。

³³川口彰義「義務教育制度と学校選択の権利」、市川須美子他編『教育法学と子どもの人権』1998年、三省堂、p261。

³⁴川口(1998)、p263。

マニュアルをいかに作成していくべきかがある。

この点について、日本では、人権保護の観点から法的にかなった手続きを明文化・マニュアル化し、保護者や児童・生徒に周知させることを行なっている学校はいまだ少ない。

被害を受けた児童・生徒の保護者は、学校側から子どもの被害状況や学校が行った対応や処分について情報を与えられないばかりでなく、もとめても得ることすら困難であり、協議の場を設けることについても学校側が消極的な態度を示した例も少なくない³⁵。対応・手続きの明文化や周知について米国で取り入れられている方法は、被害者の救済という面ではまだ十分とは言えないが、非常に参考になるものである。

なお、本稿の一部は、98年度「日本教育法学会」で発表したものである。

³⁵ 日本弁護士連合会『いじめ問題ハンドブック』1995年、こうち書房。